

保護者各位

長久手市教育委員会  
給食センター所長

欠食の届出期限改正について（お知らせ）

日頃から給食運営につきましては格別なる御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、長久手市では、口座振替事務の都合上及び早期に欠食の届出を受けることで食品ロスを減らすため、令和5年度から欠食の届出期限を変更します。

今後とも御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 欠食の届出期限

変更前	給食を受けない日の <u>3日以前</u> に届け出るものとする。
変更後	原則として給食を受けない日の <u>10日前まで</u> に届け出るものとする。

2 注意事項

転入等の理由により新規で給食を受けようとする場合の届出は、これまでどおり、「給食を開始する日の3日以前に届け出るものとする。」で変更ありません。

3 その他

令和4年度の2学期及び3学期は給食費が通常半額になっていましたが、令和5年度は通常どおり、小学生220円、中学生260円に戻ります。

念のため申し添えます。御確認ください。

（連絡先 長久手市立長久手給食センター 担当 池田 電話 0561-62-3910）